明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○民事執行規則等の一部を改正する規則（最高裁五）　一
○船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則の一部を改正する規則（同六）　七
〔告示〕
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（総務二七二）　八
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通八四二）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会公示送達関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

民事執行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十七日

最高裁判所

民事執行規則等の一部を改正する規則

（民事執行規則の一部改正）

第一条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　財産開示手続（第百八十二条―第百八十六条）」を「第四章　債務者の財産状況の第一節　財産開示手続（第第二節　第三者からの情報調査百八十二条―第百八十六条）取得手続（第百八十七条―第百九十三条）」に改める。

第一条中「財産の開示」を「財産状況の調査」に改める。

第三条第二項中「第百七十四条第三項」を「第百七十七条第三項」に改める。

第十三条第四項第一号中「第百七十一条第一項」の下に「、法第百七十四条第一項第一号」を加える。

第二十一条第五号中「民法第四百十四条第二項本文又は第三項に規定する請求に係る」を「法第百七十一条第一項各号、法第百七十二条第一項又は法第百七十四条第一項第一号に規定する方法による」に改める。

第二十二条の三中「及び法第二百三条」を「、法第二百三条及び法第二百十一条」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（剰余を生ずる見込みのない場合等の差押債権者による買受けの申出）

第三十一条の二　差押債権者は、法第六十三条第二項第一号の申出をするときは、次に掲げる書類を執行裁判所に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載し、差押債権者（その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者）が記名押印した陳述書

イ　差押債権者の氏名（振り仮名を付す。）又は名称及び住所

ロ　差押債権者が個人であるときは、その生年月日及び性別

ハ　差押債権者が法人であるときは、その役員の氏名（振り仮名を付す。）、住所、生年月日及び性別

ニ　自己の計算において差押債権者に買受けの申出をさせようとする者がある場合であつて、その者が個人であるときは、その氏名（振り仮名を付す。）、住所、生年月日及び性別

ホ　自己の計算において差押債権者に買受けの申出をさせようとする者がある場合であつて、その者が法人であるときは、その名称及び住所並びにその役員の氏名（振り仮名を付す。）、住所、生年月日及び性別

ヘ　差押債権者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及び自己の計算において差押債権者に買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等（法第六十五条の二第一号に規定する暴力団員等をいう。以下この目において同じ。）に該当しないこと。

二　差押債権者が個人であるときは、その住民票の写しその他のその氏名、住所、生年月日及び性別を証するに足りる文書

三　自己の計算において差押債権者に買受けの申出をさせようとする者がある場合であつて、その者が個人であるときは、その住民票の写しその他のその氏名、住所、生年月日及び性別を証するに足りる文書